

～組合員のみなさまへ～

平成 24 年 4 月分から 短期給付の掛金率が変わります

地方職員共済組合の短期経理財政は、組合員数の減少などにより掛金・負担金の収入が減少する一方で、高齢者医療制度への支援金等の拠出に加え、東日本大震災に伴う災害見舞金などの増加により、このままの状態では推移すれば、平成 24 年度中には剰余金が枯渇することが見込まれます。

つきましては、当面の短期経理財政の安定化を図るため、平成 24 年 4 月分からの短期給付の掛金率・負担金率を引き上げることといたしました。

組合員のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成 24 年 4 月分からの掛金率

(単位：‰ (千分率))

区 分		現 行	平成 24 年 4 月～	引上げ幅
一 般 組 合 員	給 料	51.48	52.73	1.25
	期末手当等	41.18	42.18	1.00
知 事 組 合 員 一般組合員 (特別職等)	給 料	41.18	42.18	1.00
	期末手当等	41.18	42.18	1.00
船 員 一 般 組 合 員	給 料	47.67	49.50	1.83
	期末手当等	38.13	39.60	1.47
任 意 継 続 組 合 員	給 料	102.96	105.46	2.50

※ 福祉事業分に係る掛金率 (一般組合員の方の場合、給料 1.48‰・期末手当等 1.18‰) については、変更ありません。

※ 道府県の負担金率についても引き上げられます。

今回の引上げにより増加する負担額は、一般組合員の方で給料月額が 34 万円 (※)、期末手当等年額が 154 万円 (※) の場合、年額で 6,550 円 (うち給料分は月額 425 円) となります。

※ 一般組合員の平均的な給料月額及び期末手当等年額です。

短期経理の現状と今後の見通し

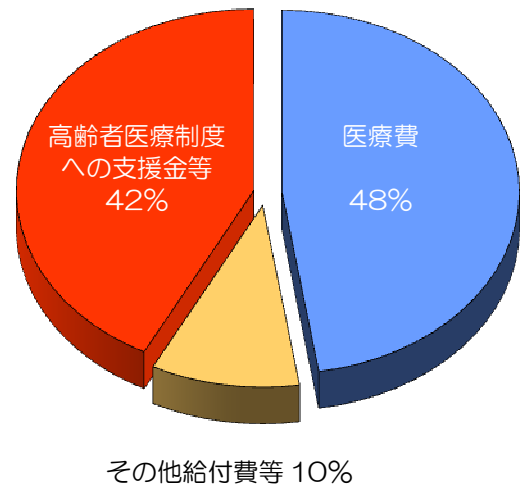
【平成 22 年度短期経理の支出割合】

当組合の短期経理の収入の大部分は、組合員のみなさまの掛金と道府県の負担金です。

また、支出の約 48%が医療費であり、約 42%が高齢者医療制度への支援金等となっております。

このうち、高齢者医療制度への支援金等については、高齢者医療費が増加傾向にあるため年々増加しております。

平成 24 年度以降も、組合員数や給与総額が減少する一方で、高齢者医療制度への支援金等の増加の影響等から、当組合の短期経理財政は、厳しい状況が続くものと見込まれます。



短期経理の財政状況

(単位：億円)

区 分	22 年度 (決算)	23 年度 (見込み)	24 年度 (推計) (※)
収 入 a	1,670	1,648	1,638
支 出 b	1,565	1,719	1,730
医療費	743	743	749
高齢者医療制度への支援金等	663	795	836
その他の給付費等	159	181	145
収入 - 支出 (a - b)	105	△70	△91
剰 余 金	130	58	0

※ 24 年度 (推計) の数値は、現行の掛金率・負担金率のまま推移した場合の推計値です。

このような状況を踏まえ、当面の短期経理財政の安定化を図るため、掛金率・負担金率を引き上げることとしたものです。

組合員のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

組合員のみなさまにご協力をお願いいたします。

当組合では、引き続きレセプト（診療報酬明細書）チェックの強化、特定健康診査・特定保健指導やメンタルヘルス対策の積極的な実施等、組合員や被扶養者のみなさまのなご一層の健康の保持増進に取り組んでまいります。

みなさま方も、このような現状についてご理解いただき、健康づくりに取り組まれるようご協力をお願いいたします。

特定健康診査の受診・ 特定保健指導の利用

積極的に特定健康診査を受診し、また、特定保健指導を利用することで、生活習慣病を予防し、健康の保持、増進に努めましょう。

ジェネリック医薬品の 使用

先発医薬品をジェネリック医薬品に変更することで、先発医薬品と同等の薬を使いながら、薬の自己負担額を減らすことができます。